

介護保険制度における福祉用具貸与・  
販売種目のあり方検討会（第8回）

令和5年8月28日

資料2

## これまでの議論を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、  
サービスの質の向上及び給付の適正化について

# 前回検討会の主なご意見（1）

## （福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進）

- 福祉用具の安全機能を明確化し、全てのメーカーにこれから製造する商品について安全機能の付与を徹底させることが必要ではないか。
- メーカーへの事故報告について、報告様式への反映や課長会議でのメーカーの連絡先の周知等が考えられるのではないか。
- 利用場面や介護のどのようなプロセスで事故やヒヤリ・ハットが生じているかの要因分析が重要で、現場の実態を分かっている者が中心となって行っていく必要があるのではないか。
- 在宅で起こり得るヒヤリ・ハットの情報を共有して重大事故を未然に防ぐという観点で、いかに情報を集めて発信していくかが大事。
- インターネット上で福祉用具の安全情報が集約掲載されているプラットフォームの構築が必要なのではないか。
- 事故報告について、事業者に対して市町村への報告の徹底を図り、国・都道府県において事故事例等を集約し、利用者、事業者、メーカーにフィードバックを行うなど、事故を防ぐ体制の構築、整備を制度的に明確にすべきではないか。
- 介護保険制度においては事故報告書の提出は義務化されており、しっかり徹底すべき。市区町村においては、蓄積されている事故報告書を分析し、フィードバックを行い、事業者における類似の事故を防ぐ取組を実施してほしい。
- 製品開発において、製品の操作を極力なくしていく、自動化していく取組が推進されるように、厚労省から経産省に要請してほしい。

## （福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上）

- 現に従事する福祉用具専門相談員に対する研修についても検討を進める必要があるのではないか。
- PDCAの適切な実践と多職種連携については、かかりつけ医による医学的判断が重要。また、リハビリテーションの進捗ともリンクするため、リハビリ専門職のPT・OT・ST等の意見も参考にすべきではないか。
- モニタリングの頻度を上げて福祉用具専門相談員の負担を増やすのではなく、介護支援専門員のモニタリングとうまく連動させながら、効率的に利用者の生活に良い影響を与えるよう、促進していくことが重要なのではないか。
- モニタリングの実施時期については、一律に決めるというよりも、ケアプラン作成時の担当者会議において、利用者の状態像を勘案してモニタリング期間を確認するなど、チーム全体で安全を確保したり、どういう視点で見っていくのかを確認することが大切なのではないか。

## 前回検討会の主なご意見（２）

### （福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化）

- 判断基準の見直しについては、福祉用具専門相談員が活用できるだけでなく、自治体職員にとっても参考となる内容にしてほしい。
- 判断基準の中に、軽度者の人が特に扱う用具の取扱いや、同一種目の製品を複数個利用する場合のケース等、今の課題に合った内容を入れるべき。また、福祉用具プランナーなど公平・中立的な立場の者が適正な給付かどうか評価したり、見直しを提案することが重要となることについても明記してほしい。
- 判断基準と例外給付が一部ずれているため見直してほしい。ケアマネジャーの負担にも配慮して例外給付の取扱いを検討してほしい。
- 福祉用具専門相談員の専門スキルとしての判断基準を標準化できる、いわゆる共通的な物差しのようなものが必要なのではないか。
- 市町村の人員体制も厳しいため、自治体による点検については、効率的に実施できるようチェックするケースを限定する、チェックする範囲や内容のポイントを明確化する、必要な知識を習得する場を設ける、外部委託などの方策も検討するなどの対応が必要なのではないか。
- 点検マニュアルの作成にあたっては、指導ではなく、多職種連携を自治体が支援するというスタンスで考えることが重要なのではないか。
- 地域ケア会議は親会議から小会議、ミニ会議等、自治体によって位置づけが異なっており、そこで点検ができるのか、そこが点検の場としてふさわしいかについては、検討が必要なのではないか。
- 利用者にとって真に必要な福祉用具であるか、過剰介護が生じていないかといった視点が重要であり、かかりつけ医をはじめとする医療介護従事者との意見交換は欠かせないため、サービス担当者調整会議等を有効活用すべきではないか。
- 手すりについては、利用者によって極端に多く使用されているケースがあることが論点になっていたが、このような利用実態の調査は適正化事業の対象とすることも明確にすべきではないか。

# 福祉用具貸与・販売に関する現状と課題（1）

## 現状と課題

### （福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進）

- 令和3年度、令和4年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた取組状況の実態を調査した結果、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確にして周知することが出来ていない事業所が4割程度あることがわかった。
- 事業所内での共通認識の下、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確化し、それらの情報を広く収集するとともに、事業所内における事故防止に向けた対応を検討するなどの環境や体制を整え、福祉用具専門相談員の意識向上を図る必要がある。
- 介護予防福祉用具貸与計画の作成にあたっては、目標を達成するための具体的なサービスの内容に加え、「サービスの提供を行う期間」等を記録したものを作成する必要があり、当該期間が終了するまでに、必要に応じてモニタリングを行い、計画の実施状況の把握を行うものとしている。福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度について調査した結果、「原則として6ヶ月に1回」の頻度が最も多いが、一方で疾病があり身体状況の変化が著しい場合、「頻度が高いケースがある」といった回答もあり、モニタリングの実施時期については一貫性がなかった。事故を未然に防ぐため、モニタリングの時期等の判断が重要である。
- 福祉用具等に関する有識者、実務者及び関係事業者団体等からなる検討委員会を令和4年度に設置し、事故及びヒヤリ・ハット情報を市区町村や福祉用具貸与事業所等から収集するとともに、有効活用の仕組みについて検討している。また、検討委員会の下に事例検討部会を設置し、収集した情報の精査、検討事例の抽出、要因分析及び事例集の作成を行っている。

### （福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上）

- 令和3年度、令和4年度老人保健健康増進等事業において、記録項目等を整備した福祉用具貸与計画等の各種様式を使用することで、適切なサービス提供や評価に活用できることが把握できた。一方、福祉用具の選定に必要な「要介護度や身体状況、ADL」等の情報が未記入のケースがあるなど、記録の作成に関する課題も明らかとなった。
- サービス提供におけるPDCAを適切に実践するためには、福祉用具専門相談員の役割や福祉用具貸与計画等の各種様式を活用する目的・方法等について広く周知することや、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムを見直すなど、福祉用具専門相談員の知識や技術の向上に向けた具体的な取組が必要である。

# 福祉用具貸与・販売に関する現状と課題（2）

## 現状と課題

### （福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化）

- 介護給付等費用適正化事業の一つである福祉用具貸与・販売調査等は、保険者ごとで実施状況に差が生じている。約1割の市区町村において、特定のケースが貸与後の点検対象とされている一方、約8割の市区町村において、貸与後の点検が実施されていないという実態が確認された。
- 福祉用具貸与に関する市区町村の課題として、書面による確認だけでは適切な給付かどうかを確認できないこと等が挙げられ、多くの市区町村では、特定福祉用具販売における給付の対象商品としての妥当性をカタログや給付実績によって判断しているほか、利用者の身体状況や福祉用具・建築等に関する専門知識を持たない一般職員が、申請書類を確認していることがわかった。
- 福祉用具専門相談員の福祉用具貸与時において、サービス担当者会議等を活用した多職種連携は適時適切な福祉用具の選定に効果的であると考えられるため、一層促進する必要がある。また、多職種連携にあたっては、医師による医学的判断やリハビリテーション専門職の意見も参考にすることが必要である。
- 地域ケア会議は、多職種で議論することでこれまで焦点が当たらなかった問題点や課題の抽出を期待できるが、福祉用具貸与・特定福祉用具販売等に関する検討事例は少ないため、会議の活用にあたっての課題等を整理する必要がある。
- 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の使用状況の確認に関して調査したところ、「実施している」と回答した事業所も多くある一方で、「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ」といった回答もあり、販売後の使用状況の確認の有無やその方法については、事業所ごとに差があった。
- 介護保険における福祉用具の選定の判断基準は平成17年度以降見直されておらず、福祉用具専門相談員の指定講習のカリキュラムは平成27年以降見直しがなされていないため、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上、給付の適正化等の観点から見直しが必要である。

# 現状と課題を踏まえた対応方針案（1）

## 対応方針案

※赤字：前回検討会のご意見を踏まえ追記・修正した箇所

### ①「事故報告様式案」及び「利用安全の手引き」の活用の促進

- 令和3年度「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」で作成した「福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案」について、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し周知を行う。事故報告の様式・書式が異なる、または様式・書式を定めていない市区町村や福祉用具貸与事業所における活用を促し、事故情報の収集に係る体制整備を図る。
- 令和4年度「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」で作成した「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」について、市区町村及び福祉用具貸与事業所に対し周知を行う。「事故及びヒヤリ・ハット防止に向けた対応フロー図」や「事故及びヒヤリ・ハットの定義の例」等を紹介している当該手引きを福祉用具貸与事業所で活用することを促し、事故防止に向けた更なる体制整備を図る。

### ②「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式（委託事業）」を活用した事故及びヒヤリ・ハット情報の共有及び安全利用に向けた取組の促進

- 福祉用具に関する事故及びヒヤリ・ハットの情報や安全利用に向けた取組等をメーカーを含む福祉用具の業界全体に対して効果的に発信するため、「福祉用具等の安全利用に関する検討委員会」の下に設置した事例検討部会における取組内容のフィードバック等を中心にインターネット上で公表していくこと等を検討する。
- また、委託事業における「試作介護機器へのアドバイス支援事業」等を通じて、開発中又は上市して間もない介護機器について、安全利用に資する機能等の検討・アドバイスを行い、安全機能を有する機器開発の促進を図る。

### ③全国課長会議等における消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告の周知徹底

- 消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故については、都道府県・指定都市・中核市を通じて、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、随時周知を行っているが、当該内容について、例年3月に開催されている全国課長会議等の場において、改めての周知徹底を行い、重大事故情報の共有を通じた福祉用具の安全利用の促進を図る。

# 現状と課題を踏まえた対応方針案（2）

## 対応方針案（続き）

※赤字：前回検討会の意見を踏まえ追記・修正した箇所

### ④ サービス提供におけるPDCAの適切な実践に向けた周知徹底

- サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上（PDCA）を適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用目的・方法のほか、**現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会についても**、福祉用具貸与事業所に対し、周知を図る。

### ⑤ 「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」を通じた指定講習カリキュラムの更新に向けた取組の実施

- 福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」で実施する有識者による検討や各指定講習実施者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。

### ⑥ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」を通じたサービスの質の向上や判断基準の見直し、**医療職を含めた多職種連携の促進**

- 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、これまでの議論の整理において指摘された以下の事項に留意し、**自治体職員を含む幅広い関係者で共有できる内容となるよう**見直しを行う。その際、実際の利用事例等を検証・精査するとともに、有識者による検討会での議論等を行い、現在の給付における特徴や課題を整理する。
  - ・ 平成17年度以降に新たに給付対象となった福祉用具に関する記載の追加
  - ・ **医療職を含めた多職種連携の促進や適正な給付の観点を踏まえた**内容の見直し
  - ・ 例外的な給付を行う場合の留意事項の例示
  - ・ **福祉用具の選定等における**妥当性の判断に資する情報 等



# 現状と課題を踏まえた対応方針案（3）

## 対応方針案（続き）

※赤字：前回検討会の意見を踏まえ追記・修正した箇所

### ⑦ 「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じたモニタリングの実施時期の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開

- 福祉用具貸与事業所のモニタリング実施時期の明確化を図るため、介護予防福祉用具貸与の開始時及びモニタリング実施時における福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定の根拠の分析、適切な期間設定とモニタリングの実施による効果の検証を行うとともに、**モニタリングの実施時期を福祉用具貸与計画の記載事項として追加することを検討する。**
- また、福祉用具の利用者に対する多職種連携による支援の好事例を収集し、横展開に向けた検討を行う。

### ⑧ 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」を通じた自治体向け点検マニュアルの作成

- 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」で実施する各市区町村に対するアンケート及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、自治体向けの点検マニュアルを作成・周知し、制度の適正な運用の観点からチェック体制の充実・強化を図る。
- 点検マニュアルの作成にあたっては以下の点にも留意する。
  - ・ 地域ケア会議等の**多職種連携の場**における点検のポイントや**検証の仕組み**
  - ・ **点検における市区町村の業務負担軽減** 等

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

# 前回検討会における主なご意見（１）

## （選択制の導入の是非や貸与原則のあり方）

- 福祉用具の適時適切な利用、利用者の安全性の確保は大前提だが、制度の持続性の確保、サービスの重点化・効率化や利用者の自己決定権を尊重する観点からも選択制の導入を一步前に進めてほしい。
- 介護保険を利用せず、自費で福祉用具を購入したことがあるという調査結果もあり、そうしたことも参考になるのではないかと。購入を希望した方に対してどのように対応するかは課題であり、選択制も考える必要があるのではないかと。
- 比較的低廉な福祉用具の貸与・販売は、保険としてリスクを軽減する必要性は低く、保険給付から外すとといった見直しも考えられるのではないかと。（廉価かどうか判断するためには、一度評価検討会にかける必要があるのではないかと。）
- 保険者及び被保険者のアンケート結果では、貸与と購入を選べる場合について否定的な意見があったとのことだが、前提条件の提示が不十分であった可能性があるのではないかと。
- 介護保険の本来の目的である自立支援、この自立支援に資する福祉用具というものの、貸与・購入においてどのような種目が必要かについては検討していくべきではないかと。
- 貸与は、短期間の利用者も一定数いるほか、ADLの変化等その身体状況の変化に応じて弾力的に、臨機応変に福祉用具の貸与がされている。身体に合わない福祉用具を使うことのリスクはかなり高く、それによって重度化、重症化し、かえって医療費や別の介護給付費に負担がいく可能性もあることを懸念する。また、貸与であれば、モニタリングによる使用方法の再指導と保守点検ができるのではないかと。
- 貸与は、物のサービスだけではなく、安全性の観点で寄与していること、短期間の利用者も一定数いることは、評価をする必要があるのではないかと。
- 貸与原則を見直すのかどうか、貸与原則を残しつつ方法論で変えていくのか、入り口における整理をしてほしい。

# 前回検討会における主なご意見（2）

## （1）選択制の対象とする種目・種類

- 「歩行器」の部分については平均の期間が11.0か月、貸与期間の中央値をみると6か月になっているため、貸与期間の平均値と中央値とは「歩行器」の場合には大きく違うのではないか。
- 例えば「歩行器」という種目の中には「歩行器」という種類と「歩行車」という種類があり、この2つは価格も大分違う。分岐（月）の中央値も大きな乖離があるのではないか。
- 要介護度に関係なく給付が可能な種目の種類において「歩行器」「歩行補助つえ全般」においては利用者負担額における分岐（月）よりも平均の貸与期間が長く、「固定用スロープ」についてもほぼ同等であり、選択制の一つの目安になってくるのではないか。
- 個々のデータの分布が不明で分かりづらいので、分岐について、個々のデータのばらつきが大きい場合、平均値を用いて比較することはあまり意味がないのではと考える。個々の利用者において貸与の費用と希望小売価格を比較して、例えば貸与のほうが購入より安かった利用者の割合、その逆の貸与のほうが購入より高かった利用者の割合を示していただきたい。
- 選択制の導入の検討については、これまで継続的に議論を重ねてきており、利用者自身の選択、自立支援は介護保険の基本理念であるため、介護保険制度の持続可能性の確保を考えた方向で議論すべきであり、今後は廉価な種目に絞って具体的な方向を検討するといった段階に移る必要があるのではないか。
- 比較的廉価であることと中長期の利用が実質上見られるという2つの条件を設定し、利用者負担における分岐という視点から資料が提出されており、この視点は合理的ではないか。
- 廉価という言葉は、サービス価格を足したものについて使っているのかどうか、考え方を整理してほしい。

# 前回検討会における主なご意見（3）

## （2）販売を選択する際のの対象者の判断と判断体制やプロセス

### （対象者の判断）

- 貸与か販売かについては、利用者の疾患の進行性や状態の安定性、あるいは固定度合いの医学的判断が前提となり、専門的な見地からの詳細な個別対応が重要ではないか。
- 中重度でない方であっても状態が非常に不安定な場合もあるため、しっかりと人生の最期まで支えるサービスのあり方として何がふさわしいのかを今後議論していく必要があるのではないか。
- 判断しようとする利用者自身とデータに基づく利用実態が比較できる資料が必要であり、中長期の利用者の状態像や条件をより詳細に検討して、分かりやすく提示できる資料の作成が必要ではないか。

### （判断体制やプロセス）

- 福祉用具の適用は、生活機能の予測予後に基づく判断でもあるため、医師やリハ専門職の関与についてもプロセスの中に検討する必要があるのではないか。
- モニタリングの実施時期については、一律に決めるというよりも、ケアプラン作成時の担当者会議において、利用者の状態像を勘案しモニタリング期間を確認するなど、チーム全体で安全を確保したり、どういう視点で見ていくのかを確認することが大事ではないか。
- 貸与の場合、介護支援専門員の側から見ると、サービス担当者会議で多職種で福祉用具の適用について議論し、またモニタリングにおいても、関係者からその使用状況や身体の状態を聞きながら、福祉用具の使用状況も併せて評価していることから、購入になった場合のあり方についても併せて議論する必要があるのではないか。
- 貸与か販売かを選択する意義は、負担と給付のあり方を前提とした給付の適正化を図るということを利用者に理解していただくことが重要ではないか。
- 利用者が貸与か購入かを判断するために必要な情報として、費用の次に、貸与・購入を選択した場合のメリット・デメリットが回答として多かったことを踏まえることが重要ではないか。
- 有効性・安全性の検証のために、販売を選択する場合でも一定の試用または貸与を設定すべき。3か月未満の終了が一定数いることを踏まえ、例えば一定期間使用し、その後改めて貸与なのか販売なのかを検討することも考えられるのではないか。
- 選択制は正しい判断ができるということが前提条件。利用者で判断することは難しいという実態もある。仮に想定よりも利用期間が短い場合はかえって費用の増大につながってしまうことを懸念している。

## 前回検討会における主なご意見（４）

### （３）貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方について

- 保険者である自治体への調査で、販売とした場合に「身体状況の変化に合わせた再支給がしにくい」と6～7割が回答、「利用者自身で破損やメンテナンスの必要性に気づけない」と6～8割が回答している。
- 長期の利用が可能なのは、その間に適合確認、メンテナンスといった定期的な福祉用具専門相談員によるサービスが行われていることが前提なのではないか。
- 事故、ヒヤリ・ハット事例を報告した相談員が、貸与中に不足していたと考えられる対応として「使用方法の再指導・注意喚起」を一番多く挙げている。
- 利用者の安全確保のためには貸与を原則として、相談員のモニタリングによる機種交換や使用状況確認、保守点検などの対応を行うべき。さらに、モニタリングを強化するために、モニタリングの標準化や多職種連携を促進して、介護現場の安全確保体制を強化していくべき。仮に選択制導入を検討する場合、用具の安全性確保と使用方法の対策について慎重に検討すべきではないか。
- モニタリングの実施時期については、一律に決めるというよりも、ケアプラン作成時の担当者会議において、利用者の状態像を勘案してモニタリング期間を確認するなど、チーム全体で安全を確保したり、どういう視点で見えていくのかを確認することが大事なのではないか。
- 介護支援専門員、福祉用具専門相談員の支援については、アフターケアも考えてはどうか。
- 選択制で販売を選択された場合においても、介護支援専門員に対する定期的なモニタリングの支援や必要な連絡調整等を担保する必要があるのではないか。そういったことが重度化防止等に寄与するのではないか。
- 販売計画についても、利用目標を設定し、その内容を利用者説明するという点においては、福祉用具専門相談員の関与の上で行われており、特定福祉用具販売における目標の達成状況や安全の確認のためにも販売後の状況確認が必要。販売後の使用状況の確認については努力義務としてもよいのではないか。メンテナンスについては、販売時に連絡先等を利用者に伝えることを義務づけてはどうか。
- 仮に選択制に移行した場合においても、福祉用具の貸与後あるいは販売後におけるモニタリング等を含む様々な業務についても、既存の多職種連携などの仕組みを活用するなどして、一定程度簡素化あるいは重点化することが必要ではないか。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討 (検討事項と論点)

## 検討事項と論点

### (検討をお願いしたい事項)

- 介護保険制度における福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則として、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないものは販売種目としていることから、一部種目について例外的に販売としており、これまでも給付種目・種類の変更等はあるが、この枠組み自体は制度施行時より変更がなく、仮に貸与種目の購入を希望する場合は、保険給付の対象外となる。
- 一方、財務省の財政制度等審議会等における指摘（福祉用具の貸与種目のうち、要介護度に関係なく給付され、廉価とされているもの（歩行補助つえ、歩行器、手すり等）を販売種目に移行すべき）や、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべき）とされたことを踏まえ、令和4年2月に「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を立ち上げ、同年9月にこれまでの議論の整理を行った。
- この議論の整理において、「これまでの議論の中で言及されることが多かった事項でもある、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かどうかに対する考え方について、更に検討を促進することができるのではないか。」とされたところ。
- 貸与を基本としつつも、これまで積み重ねてきた介護保険制度における福祉用具貸与の利用実態や、これまでの検討会のご意見を踏まえ、販売価格が比較的廉価であり、購入することで利用者の自己負担が過度とならないことや保険給付の適正化が図られる可能性のある種目・種類について、本人の身体状況や意向に基づき、貸与と販売の選択が可能となる仕組みの導入に向けた検討をお願いしたい。

### (検討にあたっての論点)

- 選択制の導入を検討するにあたり、これまでの検討会等の意見を踏まえ以下の通り論点を整理した。
  - (1) 選択制の対象とする種目・種類
  - (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス
  - (3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

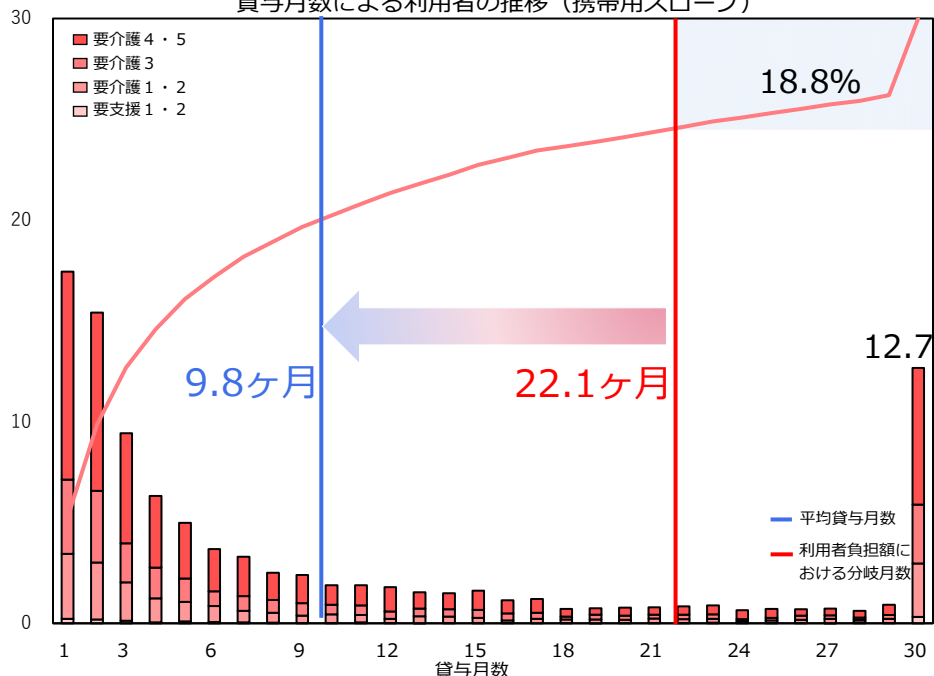
# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

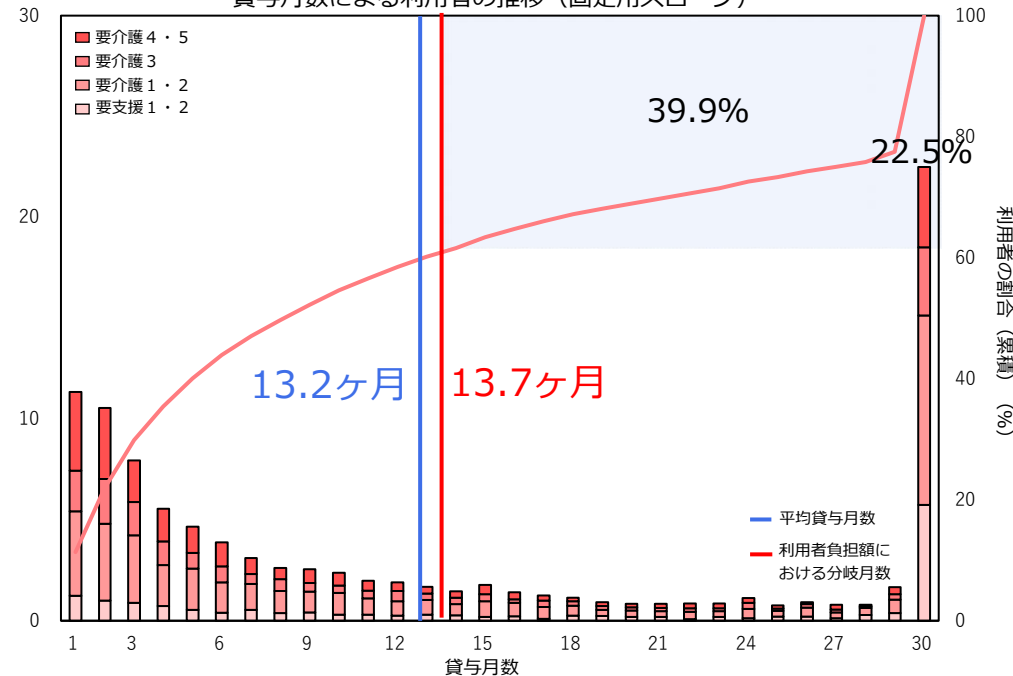
- 携帯用スロープにおいては、「希望小売価格（中央値）」を「1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）」で除して算出した月数（以下「利用者負担額における分岐月数」という。）よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、18.8%であった。
- 固定用スロープにおいては、利用者負担額における分岐月数と平均の貸与月数が同等である（青≒赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、39.9%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30か月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
携帯用スロープ（n=9,680）	9.8	13.1	10.2	10.0	9.4	5.0	10.2	22.1	12.7%	18.8%
固定用スロープ（n=9,186）	13.2	17.3	13.5	12.2	10.8	9.0	11.4	13.7	22.5%	39.9%

貸与月数による利用者の推移（携帯用スロープ）



貸与月数による利用者の推移（固定用スロープ）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

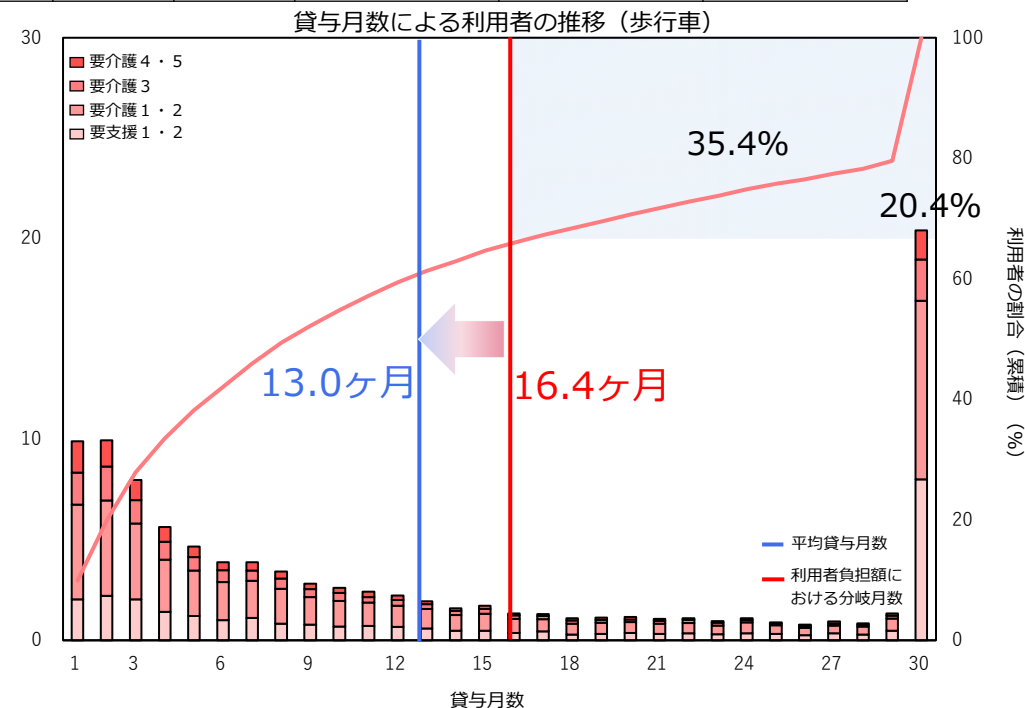
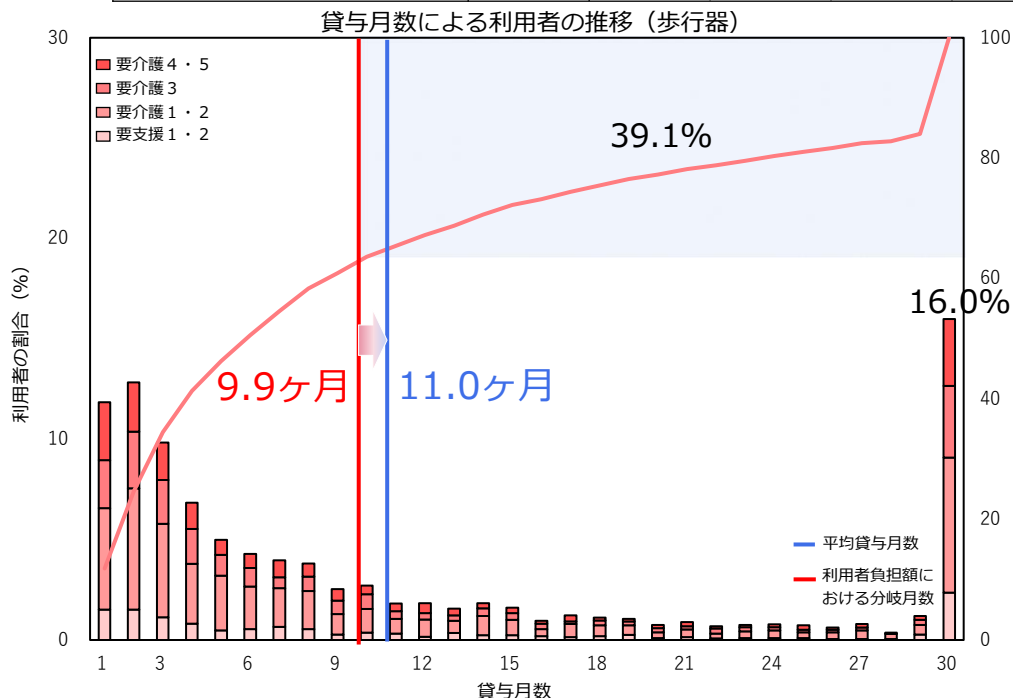


# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

- 歩行器においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、39.1%であった。
- 歩行車においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、35.4%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30か月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
歩行器（n=4,435）	11.0	11.9	10.8	11.1	11.0	6.0	10.5	9.9	16.0%	39.1%
歩行車（n=40,830）	13.0	15.3	12.7	11.3	10.3	9.0	11.0	16.4	20.4%	35.4%



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

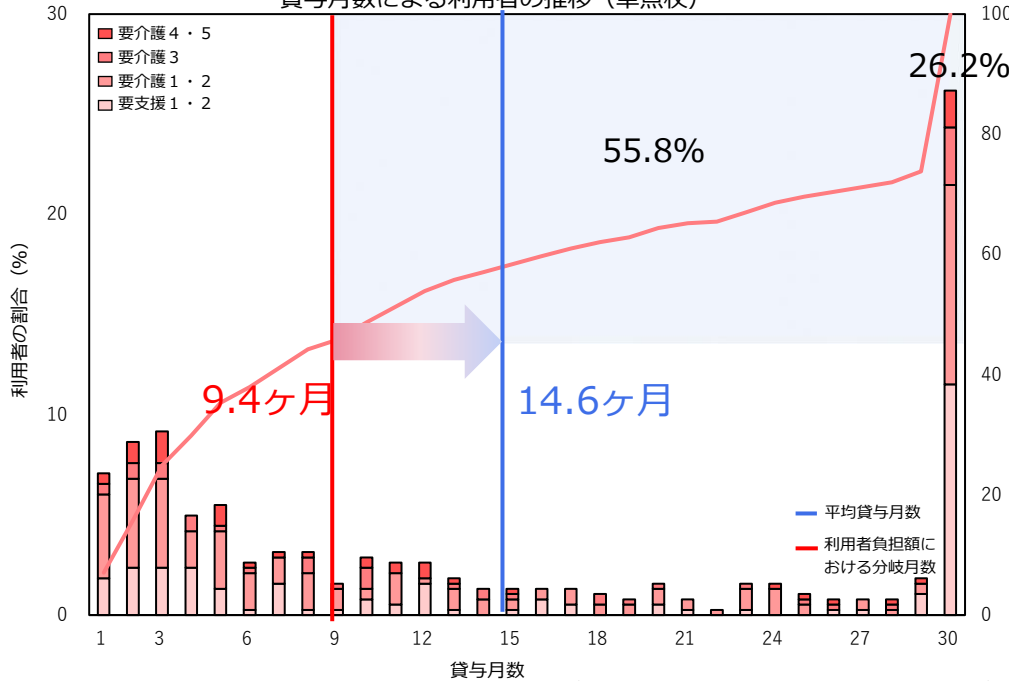
# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

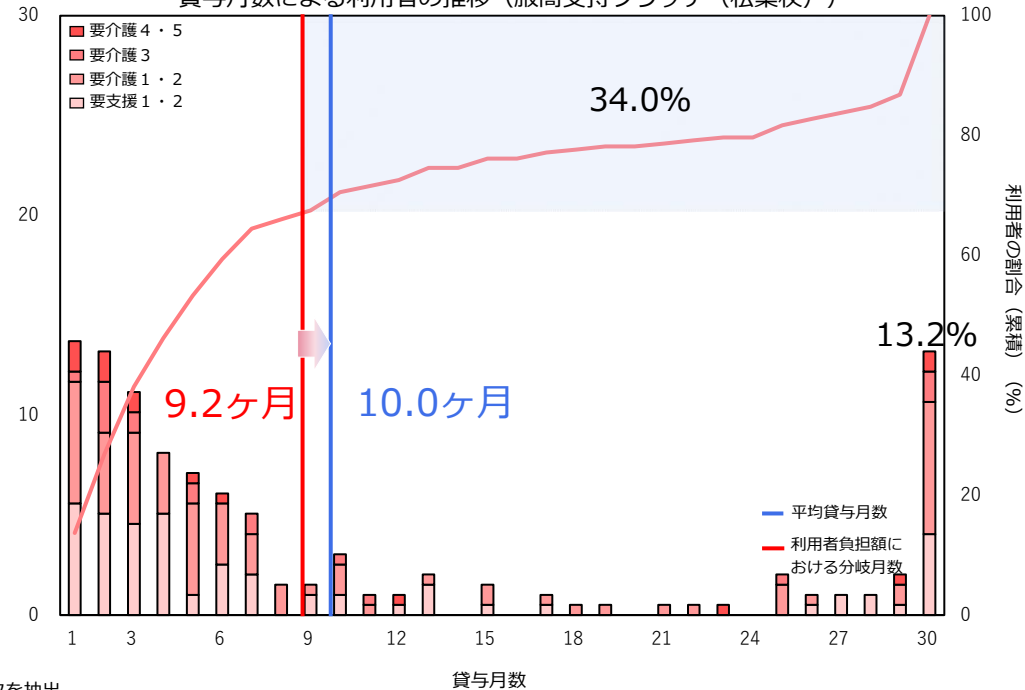
- 単点杖においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、55.8%であった。
- 腋窩支持クラッチ（松葉杖）においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、34.0%であった。

種類（利用者数）	貸与月数						利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30か月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合	
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5	中央値				標準偏差
単点杖（n=382）	14.6	16.5	13.5	15.4	12.9	11.0	11.5	9.4	26.2%	55.8%
腋窩支持クラッチ（松葉杖）（n=197）	10.0	9.2	10.7	9.8	10.0	5.0	10.4	9.2	13.2%	34.0%

貸与月数による利用者の推移（単点杖）



貸与月数による利用者の推移（腋窩支持クラッチ（松葉杖））



（※）介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

（※）福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

（※）利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

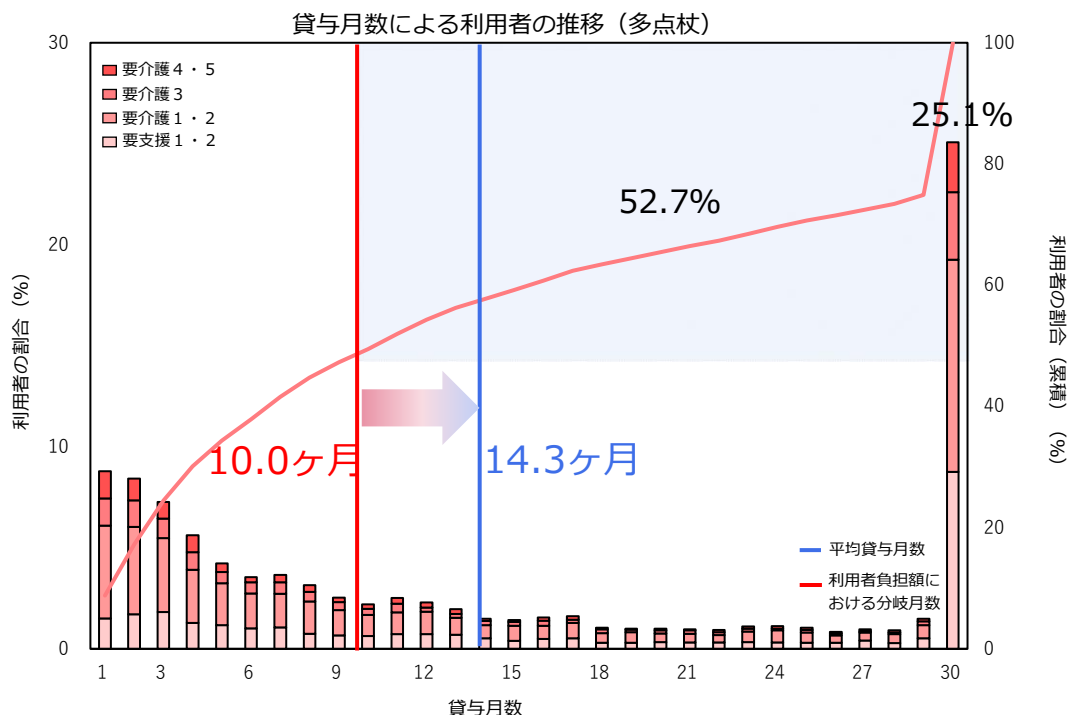
（※）「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

- 多点杖においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、52.7%であった。

種類（利用者数）	貸与月数						利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30か月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合	
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5	中央値				標準偏差
多点杖（n=7,923）	14.3	16.4	13.5	13.6	13.1	11.0	11.3	10.0	25.1%	52.7%



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

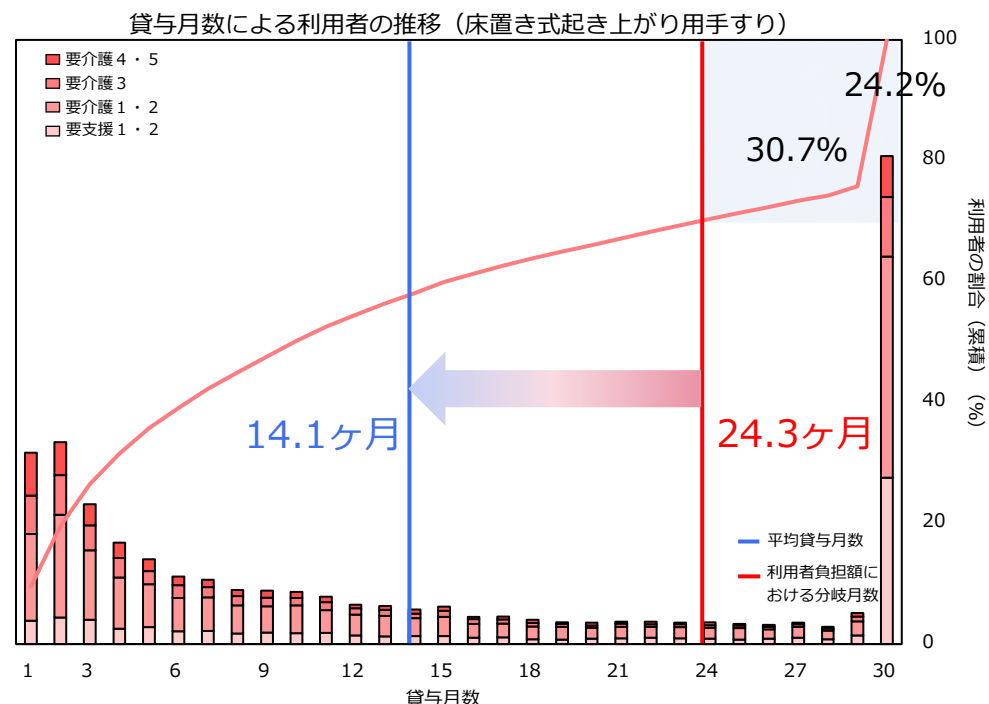
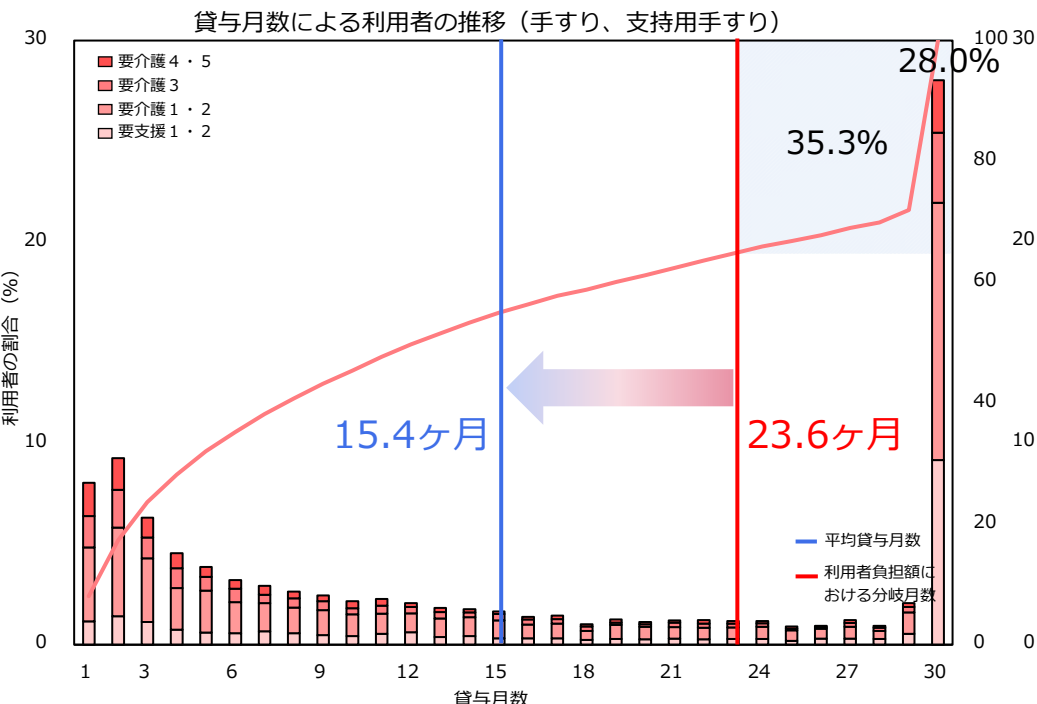
(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

- 手すり、支持用手すりにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、35.3%であった。
- 床置き式起き上がり用手すりにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、30.7%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30か月以上 続けている 利用者の割合	購入により 自己負担が減ると 考えられる 利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
手すり、支持用手すり (n=12,993)	15.4	18.6	15.2	13.4	12.5	13.0	11.6	23.6	28.0%	35.3%
床置き式起き上がり用手すり (n=36,236)	14.1	17.9	13.8	12.1	11.0	10.0	11.4	24.3	24.2%	30.7%



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

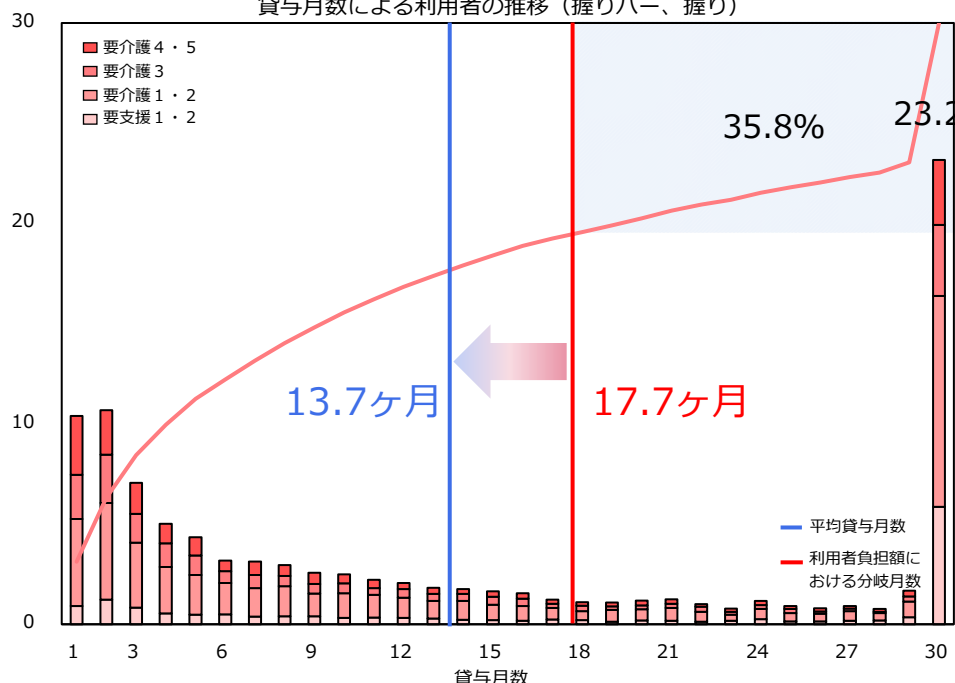
# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

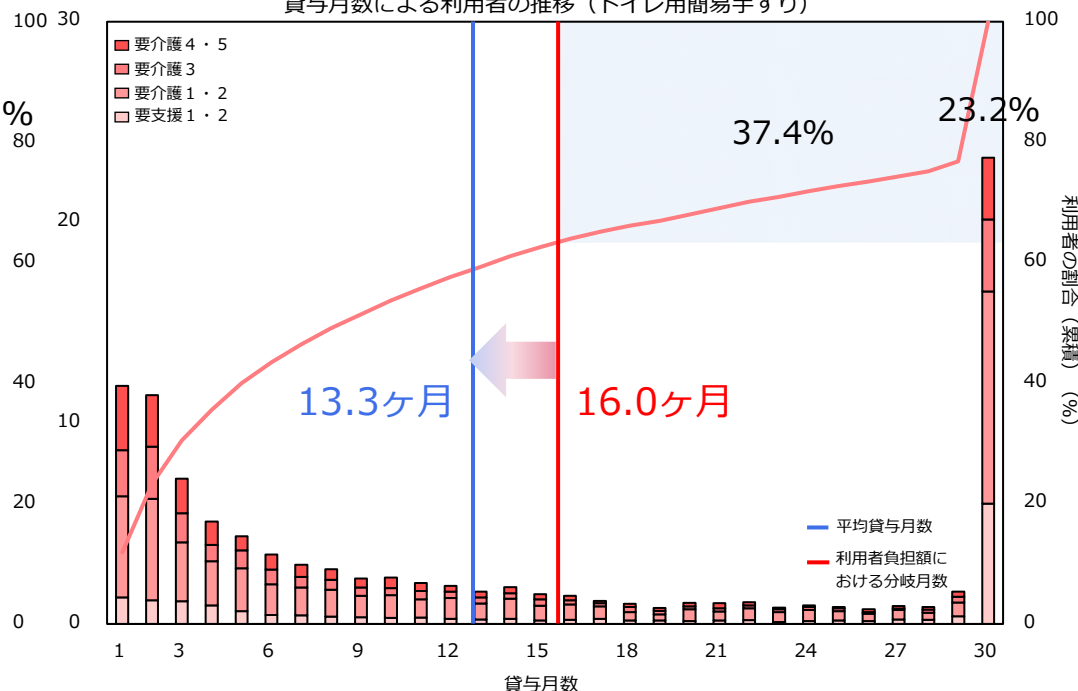
- 握りバー、握りにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、35.8%であった。
- トイレ用簡易手すりにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、37.4%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30ヵ月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
手すり、支持用手すり（n=12,993）	15.4	18.6	15.2	13.4	12.5	13.0	11.6	23.6	28.0%	35.3%
床置き式起き上がり用手すり（n=36,236）	14.1	17.9	13.8	12.1	11.0	10.0	11.4	24.3	24.2%	30.7%

貸与月数による利用者の推移（握りバー、握り）



貸与月数による利用者の推移（トイレ用簡易手すり）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30ヵ月以上利用している者は、一律30ヵ月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与と価格（中央値）で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

- 「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「腋窩支持クラッチ（松葉杖）」「多点杖」においては、利用者負担額における分岐月数と比較して、平均の貸与月数が長い、若しくはほぼ同等である。

種目	種類	貸与月数							利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30か月以上 続けている 利用者の割合	購入により 自己負担が減ると 考えられる 利用者の割合
		平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5	中央値	標準偏差			
スロープ	携帯用スロープ	9.8	13.1	10.2	10.0	9.4	5.0	10.2	22.1	12.7%	18.8%
	固定用スロープ	13.2	17.3	13.5	12.2	10.8	9.0	11.4	13.7	22.5%	39.9%
歩行器	歩行器	11.0	11.9	10.8	11.1	11.0	6.0	10.5	9.9	16.0%	39.1%
	歩行車	13.0	15.3	12.7	11.3	10.3	9.0	11.0	16.4	20.4%	35.4%
歩行補助つえ	単点杖	14.6	16.5	13.5	15.4	12.9	11.0	11.5	9.4	26.2%	55.8%
	腋窩支持クラッチ（松葉杖）	10.0	9.2	10.7	9.8	10.0	5.0	10.4	9.2	13.2%	34.0%
	多点杖	14.3	16.4	13.5	13.6	13.1	11.0	11.3	10.0	25.1%	52.7%
手すり	手すり、支持用手すり	15.4	18.6	15.2	13.4	12.5	13.0	11.6	23.6	28.0%	35.3%
	床置き式起き上がり用手すり	14.1	17.9	13.8	12.1	11.0	10.0	11.4	24.3	24.2%	30.7%
	握りバー、握り	13.7	17.7	13.8	12.2	11.6	10.0	11.3	17.7	23.2%	35.8%
	トイレ用簡易手すり	13.3	16.8	13.7	12.0	10.7	9.0	11.5	16.0	23.2%	37.4%

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 途中で一時的に貸与実績が無いデータは、カウントせずにデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者も、一律30か月として計算。

(※) 利用者負担額における分岐月数（中央値、平均値）は、希望小売価格（中央値）/ 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出。

(※) 単点杖は、CCTA95の分類におけるエルポークラッチ、ロフストランドクラッチ、カナディアンクラッチを含む。/1ヶ月間の平均貸与価格

(※) 多点杖は、CCTA95の分類における三脚杖、四脚杖、五脚杖を含む。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

- 「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」「手すり」について、種類ごとの「貸与価格と希望小売価格の平均値・中央値」は、それぞれ以下の通り。

種目	種類	貸与価格	希望小売価格	貸与価格	希望小売価格
		(平均値：円/月)	(平均値：円)	(中央値：円/月)	(中央値：円)
スロープ		4,047	91,834	2,500	42,000
	携帯用スロープ	6,500	153,456	5,500	121,600
	固定用スロープ	869	12,005	520	7,100
歩行器		3,038	49,033	3,000	41,000
	歩行器	2,065	21,721	2,000	19,800
	歩行車	3,242	54,587	3,000	49,250
歩行補助つえ		1,173	11,791	1,000	9,800
	単点杖	1,211	11,499	1,000	9,350
	腋窩支持クラッチ（松葉杖）	1,099	9,042	1,000	9,210
	多点杖	1,141	12,586	1,000	10,000
手すり		4,897	106,682	4,000	80,000
	手すり、支持用手すり	7,815	202,900	5,670	132,900
	床置き式起き上がり用手すり	3,971	94,690	3,500	85,000
	握りバー、握り	4,893	84,819	4,140	73,150
	トイレ用簡易手すり	2,913	49,549	3,000	48,000

(※) 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム (TAIS)」に令和5年1月時点で登録されている商品について、貸与件数が月に1件以上ある商品を対象に、CCTA95を用いて抽出・分析。

(※) 単点杖は、CCTA95の分類におけるエルボークラッチ、ロフトランドクラッチ、カナディアンクラッチを含む。

(※) 多点杖は、CCTA95の分類における三脚杖、四脚杖、五脚杖を含む。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (1) 選択制の対象とする種目・種類

### 対応の方向性案

#### (選択制の対象とする種目・種類)

- 「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「腋窩支持クラッチ（松葉杖）」「多点杖」については、利用者負担額における分岐月数よりも平均の貸与月数が長い若しくは同等であり、購入した方が自己負担が廉価となるケースが比較的多いと考えられること等から、貸与と販売の選択制の対象とすることが考えられるのではないかと。
- ※ 「腋窩支持クラッチ（松葉杖）」については、30ヶ月以上の長期利用者の割合が比較的少ないことをどう評価するか。また本種類は、一時的に用いるイメージがあるため、特に利用者の状態像等に留意する必要があるのではないかと。



# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 福祉用具貸与の新規利用者において介護が必要になった原因は様々であったが、スロープの利用者は「認知症」や「脳血管疾患」が原因で介護が必要となった者が多い。

疾病・疾患別の選定福祉用具

合計	がん	関節リウマチ	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	後縦靭帯骨化症	骨粗鬆症	認知症	パーキンソン病	脊髄小脳変性症	脊柱管狭窄症	早老症	多系統萎縮症	糖尿病	脳血管疾患	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患	変形性関節症	16疾病・疾患以外	その他
スロープ	153	6	0	0	10	31	5	0	8	0	2	13	33	0	0	12	17	16
	100%	3.9%	0.0%	0.0%	6.5%	20.3%	3.3%	0.0%	5.2%	0.0%	1.3%	8.5%	21.6%	0.0%	0.0%	7.8%	11.1%	10.5%
歩行器	220	13	2	0	6	30	7	0	18	0	0	14	21	0	0	18	46	45
	100%	5.9%	0.9%	0.0%	2.7%	13.6%	3.2%	0.0%	8.2%	0.0%	0.0%	6.4%	9.5%	0.0%	0.0%	8.2%	20.9%	20.5%
歩行補助 つえ	64	8	0	0	2	7	2	1	1	0	0	4	9	0	0	6	19	5
	100%	12.5%	0.0%	0.0%	3.1%	10.9%	3.1%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	6.3%	14.1%	0.0%	0.0%	9.4%	29.7%	7.8%

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業報告書」より作成

(一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会)

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 福祉用具貸与の利用期間を介護が必要になった原因別に比較すると、「骨折・転倒」や「加齢による」などで長期利用者の割合が比較的多く、「呼吸器疾患」や「認知症」などで長期利用者の割合が比較的低かった。

福祉用具貸与の利用者における介護が必要になった主な原因

	件数	脳血管疾患 (脳卒中)	心疾患 (心臓病)	呼吸器疾患	関節疾患・ 関節リウマチ	がん	認知症	パーキンソン病	糖尿病	視覚・聴覚障害	骨折・転倒	脊椎損傷	加齢による	その他	無回答
短期利用者	50	9 18.0%	7 14.0%	6 12.0%	7 14.0%	3 6.0%	6 12.0%	1 2.0%	3 6.0%	1 2.0%	9 18.0%	1 2.0%	9 18.0%	12 24.0%	4 8.0%
長期利用者 (全商品継続)	149	25 16.8%	23 15.4%	10 6.7%	27 18.1%	4 2.7%	11 7.4%	2 1.3%	8 5.4%	3 2.0%	40 26.8%	3 2.0%	33 22.1%	19 12.8%	28 18.8%

(※) 長期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年以上継続している者を表す。

(※) 短期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年未満で終了している（商品変更、種目変更を含む）を表す。

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与における利用実態と利用者の状態等の要因に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、調査時点における要介護度別に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数よりも長期間利用している者の割合は、要介護度の軽い者の方が多い傾向がある。

種目	貸与月数	要支援1・2		要介護1・2		要介護3		要介護4・5		利用者負担額 における分岐月数
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
歩行補助つえ	1～3カ月	634	18.8%	1,451	26.9%	388	24.7%	373	30.5%	9.2～10.0ヶ月 ※単点杖・腋窩支持クラッチ（松葉杖）・多点杖における分岐月数
	4～6カ月	416	12.3%	780	14.5%	222	14.2%	168	13.7%	
	7～12カ月	530	15.7%	869	16.1%	278	17.7%	198	16.2%	
	13～18カ月	358	10.6%	534	9.9%	155	9.9%	110	9.0%	
	19～24カ月	215	6.4%	331	6.1%	98	6.3%	55	4.5%	
	25～29カ月	229	6.8%	271	5.0%	58	3.7%	64	5.2%	
	30カ月～	992	29.4%	1,155	21.4%	369	23.5%	254	20.8%	
	分岐月数を 超える件数	1,794	53.2%	2,291	42.5%	680	43.4%	483	39.5%	
歩行器	1～3カ月	3,178	22.2%	6,925	28.8%	2,401	32.6%	2,169	36.7%	9.9ヶ月 ※歩行器（歩行車は除く） における分岐月数
	4～6カ月	1,813	12.7%	3,514	14.6%	1,188	16.1%	959	16.2%	
	7～12カ月	2,356	16.5%	4,300	17.9%	1,257	17.1%	1,004	17.0%	
	13～18カ月	1,281	9.0%	2,256	9.4%	635	8.6%	432	7.3%	
	19～24カ月	992	6.9%	1,505	6.3%	460	6.2%	294	5.0%	
	25～29カ月	800	5.6%	1,101	4.6%	271	3.7%	212	3.6%	
	30カ月～	3,889	27.2%	4,438	18.5%	1,151	15.6%	835	14.1%	
	分岐月数を 超える件数	6,962	48.7%	9,300	38.7%	2,517	34.2%	1,773	30.0%	
スロープ	1～3カ月	369	20.4%	1,969	32.3%	1,561	36.6%	3,543	41.4%	13.7ヶ月 ※固定用スロープ における分岐月数
	4～6カ月	190	10.5%	863	14.2%	648	15.2%	1,319	15.4%	
	7～12カ月	244	13.5%	851	14.0%	625	14.7%	1,200	14.0%	
	13～18カ月	150	8.3%	547	9.0%	368	8.6%	658	7.7%	
	19～24カ月	123	6.8%	328	5.4%	228	5.3%	387	4.5%	
	25～29カ月	128	7.1%	294	4.8%	157	3.7%	297	3.5%	
	30カ月～	605	33.4%	1,235	20.3%	676	15.9%	1,146	13.4%	
	分岐月数を 超える件数	856	47.3%	1,857	30.5%	1,061	24.9%	1,830	21.4%	

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/ 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、要介護認定調査時点における状態別（安定or不安定）に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数を超えて貸与を継続している場合は、状態が安定している者の割合が多かった。

種目	貸与月数	安定		不安定		利用者負担額 における分岐月数
		件数	割合	件数	割合	
歩行補助つえ	1～3ヵ月	701	20.6%	1,806	27.0%	9.2～10.0ヶ月 ※単点杖・腋窩支持クラッチ（松葉杖）・多点杖における分岐月数
	4～6ヵ月	454	13.4%	943	14.1%	
	7～12ヵ月	539	15.9%	1,082	16.2%	
	13～18ヵ月	333	9.8%	623	9.3%	
	19～24ヵ月	217	6.4%	399	6.0%	
	25～29ヵ月	257	7.6%	403	6.0%	
	30ヵ月～	934	27.5%	1,513	22.6%	
歩行器	1～3ヵ月	3,412	23.6%	9,655	30.8%	9.9ヶ月 ※歩行器（歩行車は除く） における分岐月数
	4～6ヵ月	1,870	12.9%	4,753	15.2%	
	7～12ヵ月	2,408	16.6%	5,532	17.6%	
	13～18ヵ月	1,304	9.0%	2,778	8.9%	
	19～24ヵ月	1,003	6.9%	1,884	6.0%	
	25～29ヵ月	777	5.4%	1,355	4.3%	
	30ヵ月～	3,714	25.6%	5,415	17.3%	
スロープ	1～3ヵ月	509	24.0%	6,437	37.9%	13.7ヶ月 ※固定用スロープ における分岐月数
	4～6ヵ月	242	11.4%	2,543	15.0%	
	7～12ヵ月	286	13.5%	2,411	14.2%	
	13～18ヵ月	177	8.3%	1,389	8.2%	
	19～24ヵ月	117	5.5%	851	5.0%	
	25～29ヵ月	128	6.0%	688	4.1%	
	30ヵ月～	665	31.3%	2,658	15.7%	

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。

(※) 福祉用具貸与を30ヵ月以上利用している者は、一律30ヵ月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値） / 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載

(※) 要介護認定調査における「状態の安定性」は、病状そのものではなく、介護の手間の増加につながる変化が概ね6ヵ月以内に発生するかどうかという視点で検討。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、要介護認定調査時点における能力別（両足での立位）に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数を超えて貸与を継続している場合は、両足での立位ができる人の割合がそれ以外の人の割合よりも概ね多い傾向にある。

種目	貸与月数	できる		支えが必要		できない		利用者負担額 における分岐月数
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	
歩行補助つえ	1～3カ月	728	22.9%	1,518	25.4%	261	27.7%	9.2～10.0ヶ月 ※単点杖・腋窩支持クラッチ（松葉杖）・多点杖における分岐月数
	4～6カ月	448	14.1%	815	13.7%	134	14.2%	
	7～12カ月	515	16.2%	946	15.8%	160	17.0%	
	13～18カ月	308	9.7%	581	9.7%	67	7.1%	
	19～24カ月	189	5.9%	378	6.3%	49	5.2%	
	25～29カ月	189	5.9%	310	5.2%	49	5.2%	
	30カ月～	805	25.3%	1,421	23.8%	221	23.5%	
歩行器	1～3カ月	3,728	27.0%	7,941	28.3%	1,398	35.3%	9.9ヶ月 ※歩行器（歩行車は除く） における分岐月数
	4～6カ月	1,955	14.2%	4,059	14.4%	609	15.4%	
	7～12カ月	2,345	17.0%	4,934	17.6%	661	16.7%	
	13～18カ月	1,284	9.3%	2,515	8.9%	283	7.1%	
	19～24カ月	923	6.7%	1,764	6.3%	200	5.0%	
	25～29カ月	658	4.8%	1,319	4.7%	155	3.9%	
	30カ月～	2,896	21.0%	5,577	19.8%	656	16.6%	
スロープ	1～3カ月	3,426	33.7%	2,768	41.1%	752	34.0%	13.7ヶ月 ※固定用スロープ における分岐月数
	4～6カ月	1,448	14.3%	1,000	14.9%	337	15.2%	
	7～12カ月	1,427	14.0%	945	14.0%	325	14.7%	
	13～18カ月	897	8.8%	489	7.3%	180	8.1%	
	19～24カ月	561	5.5%	303	4.5%	104	4.7%	
	25～29カ月	458	4.5%	237	3.5%	121	5.5%	
	30カ月～	1,940	19.1%	992	14.7%	391	17.7%	

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/ 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、要介護認定調査時点における能力別（立ち上がり）に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数を超えて貸与を継続している場合は、支えが必要な人の割合がそれ以外の人の割合よりも概ね多い傾向にあり、30ヶ月以上でその傾向が顕著である。

種目	貸与月数	できる		支えが必要		できない	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
歩行補助つえ	1～3カ月	42	32.6%	2,133	24.3%	332	28.1%
	4～6カ月	14	10.9%	1,216	13.8%	167	14.1%
	7～12カ月	24	18.6%	1,399	15.9%	198	16.7%
	13～18カ月	10	7.8%	850	9.7%	96	8.1%
	19～24カ月	10	7.8%	552	6.3%	54	4.6%
	25～29カ月	4	3.1%	492	5.6%	52	4.4%
	30カ月～	25	19.4%	2,138	24.4%	284	24.0%
歩行器	1～3カ月	127	27.0%	11,080	27.6%	1,860	35.5%
	4～6カ月	67	14.3%	5,706	14.2%	850	16.2%
	7～12カ月	92	19.6%	6,971	17.4%	877	16.8%
	13～18カ月	50	10.6%	3,652	9.1%	380	7.3%
	19～24カ月	42	8.9%	2,567	6.4%	278	5.3%
	25～29カ月	20	4.3%	1,921	4.8%	191	3.6%
	30カ月～	72	15.3%	8,258	20.6%	799	15.3%
スロープ	1～3カ月	43	42.2%	3,739	33.1%	3,164	41.0%
	4～6カ月	16	15.7%	1,592	14.1%	1,177	15.3%
	7～12カ月	14	13.7%	1,627	14.4%	1,056	13.7%
	13～18カ月	5	4.9%	968	8.6%	593	7.7%
	19～24カ月	9	8.8%	587	5.2%	372	4.8%
	25～29カ月	3	2.9%	558	4.9%	255	3.3%
	30カ月～	12	11.8%	2,219	19.7%	1,092	14.2%

利用者負担額  
における分岐月数

9.2～10.0ヶ月

※単点杖・腋窩支持クラッチ（松葉杖）・多点杖における分岐月数

9.9ヶ月

※歩行器（歩行車は除く）  
における分岐月数

13.7ヶ月

※固定用スロープ  
における分岐月数

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/ 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 介護支援専門員は、サービス担当者会議において、福祉用具の使用について多職種と連携を行っていることを踏まえ、選択制の導入における判断の場として、サービス担当者会議を活用してはどうか。

利用開始からの現在に至るまでの多職種との連携状況【複数回答】

件数	福祉用具専門相談員より、福祉用具の利用について「相談」があった	福祉用具専門相談員に対して、「相談」をした	サービス担当者会議において、関係者と福祉用具の使用について協議した	医師、リハビリ専門職等と個別に「相談」をした	その他	無回答
247	83	147	176	40	6	23
	33.6%	59.5%	71.3%	16.2%	2.4%	9.3%

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与における利用実態と利用者の状態等の要因に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 介護支援専門員は、福祉用具貸与における種目・商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員、理学療法士、MSW・社会福祉士等の職種と比較的多く連携していた。

福祉用具貸与の利用開始時の状況について／種目・商品選定にあたって連携した職種【複数回答】

	件数	福祉用具専門相談員	MSW・社会福祉士	医師	看護師	理学療法士	作業療法士	介護福祉士	介護職員・ヘルパー	その他	不明(覚えていない)	無回答
合計	247	217 87.9%	27 10.9%	9 3.6%	17 6.9%	53 21.5%	16 6.5%	5 2.0%	7 2.8%	10 4.0%	6 2.4%	11 4.5%
長期利用者	197	169 85.8%	22 11.2%	8 4.1%	12 6.1%	41 20.8%	13 6.6%	4 2.0%	5 2.5%	9 4.6%	6 3.0%	10 5.1%
短期利用者	50	48 96.0%	5 10.0%	1 2.0%	5 10.0%	12 24.0%	3 6.0%	1 2.0%	2 4.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%

(※) 長期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年以上継続している者を表す。

(※) 短期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年未満で終了している(商品変更、種目変更を含む)を表す。



# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 用具の選定において医学的な所見を確認することとしているものは、令和4年4月1日より特定福祉用具販売種目に追加された排泄予測支援機器の例がある。

### 介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について（抜粋）

1 給付対象について

2 利用が想定しにくい状態について

3 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認すること。

(1) 介護認定審査における主治医の意見書

(2) サービス担当者会議等における医師の所見

(3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

(4) 個別に取得した医師の診断書等

4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

5 市町村への給付申請

6 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めること。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度については、「原則として6か月に1回」が81.6%と最も多く、種目別に集計して実施時期を比較した場合は、「6か月～9か月未満」で実施している割合が最も多かった。

調査数	原則として1～2か月に1回	原則として3か月に1回	原則として6か月に1回	その他	無回答
359 100.0%	16 4.5%	39 10.9%	293 81.6%	10 2.8%	1 0.3%

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

種目	調査数		1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～9か月未満	9か月～12か月未満	1年以上	無回答
スロープ	実数	92	7	12	57	6	5	5
	割合	100.0%	7.6%	13.0%	62.0%	6.5%	5.4%	5.4%
歩行器	実数	395	18	54	266	27	20	10
	割合	100.0%	4.6%	13.7%	67.3%	6.8%	5.1%	2.5%
歩行補助つえ	実数	114	10	21	63	12	7	1
	割合	100.0%	8.8%	18.4%	55.3%	10.5%	6.1%	0.9%

【出典】令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」より作成（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

### 対応の方向性案

#### (対象者の判断)

- 福祉用具貸与の利用者における「介護が必要になった原因」は様々であり、また、過去のデータから長期利用者に関する一定の傾向は確認できるものの、一律に対象者を限定することは困難であることから、選択制の対象者を限定しないこととしてはどうか。

#### (判断体制・プロセス)

- 利用者が選択制の対象となる福祉用具を必要とする場合は、利用者又はその家族等の意思決定に基づき、販売又は貸与を選択することができることとしてはどうか。
- 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、利用者等に対し、販売又は貸与の提案を行い、利用者等の合意に基づき方針を決定することとしてはどうか。提案にあたっては、取得可能な「医学的な所見」や他の類似の「利用状況に関するデータ」等を活用し、利用者の身体状況や福祉用具の利用状況等の変化が想定される場合においては、貸与を提案することとしてはどうか。
- 「利用状況に関するデータ」については、今回示したデータに加え、状態別にみた福祉用具の貸与月数等に関する追加データについても、今後国が介護DB等を活用して整備し、これらのデータを国が関係者に提示することとしてはどうか。
- 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、貸与を選択した場合においても、例えば6ヶ月ごとにサービス担当者会議等を通じて、必要な場合は貸与から販売に切り替えることを提案することとしてはどうか。

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

- 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の使用状況の確認については、「実施している」が67.9%、「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」が19.8%であり、こうした実態を踏まえ、販売を選択した場合にも使用状況の確認を行うこととしてはどうか。

使用状況の確認の有無【複数回答】

件数	実施していない	実施している	自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している	利用している介護保険サービスが福祉用具販売のみの場合には実施している	無回答
1434	132	973	284	10	35
100%	9.2%	67.9%	19.8%	0.7%	2.4%

使用状況の確認の方法【複数回答】

件数	訪問	電話	その他	無回答
973	487	656	26	52
	50.1%	67.4%	2.7%	5.3%

使用状況の確認までに要する期間

件数	1～3日	4～6日	7～9日	10～15日	16日以上	無回答	平均(日)	標準偏差	最大値(日)	最小値(日)
973	105	68	520	167	39	74	8.2	6.8	120	1
100%	10.8%	7.0%	53.4%	17.2%	4.0%	7.6%				

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

- 福祉用具販売相談員による販売後のメンテナンス等の実施については、「利用者・家族から依頼があれば実施（※介護支援専門員等を介して寄せられた相談を含む）」が66.2%、「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」が12.7%であり、こうした実態を踏まえ、販売を選択し、保証期間を超えたような場合においても、安全性の確保の観点から、必要に応じて使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとしてはどうか。

メンテナンス等の実施の有無

件数	基本的には実施していない	利用者・家族から依頼があれば実施 ※介護支援専門員等を介して 寄せられた相談を含む	自事業所の福祉用具貸与を提供 しているケースのみ実施している	一部の種目については実施している	利用している介護保険サービスが福祉用具販 売のみ場合は実施している	全ての種目について実施している	無回答
1434	126	950	182	28	8	73	67
100%	8.8%	66.2%	12.7%	2.0%	0.6%	5.1%	4.7%

# 貸与と販売の選択制の導入の検討

## (3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

### 対応の方向性案

#### (販売後の確認やメンテナンスのあり方)

- 選択制対象の福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、以下を実施することとしてはどうか。
  - ・ 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認するものとする。
  - ・ 用具の保証期間を超えた場合であっても、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めるものとする。
  - ・ 利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供するものとする。

#### (貸与後のモニタリングのあり方)

- 選択制対象の福祉用具を貸与する場合は、福祉用具専門相談員は、以下を実施することとしてはどうか。
  - ・ 福祉用具が適応しているかといった観点から貸与を継続するかどうか、サービス担当者会議等を通じて判断するため、例えば6ヶ月ごとに1回以上モニタリングを行い、使用方法や使用頻度、使用上の課題等を記録した上で、利用者等及び介護支援専門員に交付するものとする。
- なお、選択制によらない貸与においても、利用している福祉用具が適応しているかについて事後的に確認するために、モニタリング時に使用方法や使用頻度、使用上の課題等を記録するものとしてはどうか。